

「五所川原市発注の建設工事における技術者等について」の主な改正内容

建設業法の改正（令和 7 年 2 月 1 日施行）に伴い、下記に対応する箇所を見直ししました。

■建設業許可等に係る金額要件

	現行	改正後
特定建設業の許可を要する下請代金額の下限 （建設業法第 3 条第 1 項第 2 号、令第 2 条）	4,500 万 （建築一式工事の場合 は 7,000 万円）	5,000 万円 （建築一式工事の場合は 8,000 万円）
専任の監理技術者等を要する建設工事の請負 代金額の下限（建設業法第 26 条第 3 項、令第 27 条第 1 項）	4,000 万 （建築一式工事の場合 は 8,000 万円）	4,500 万 （建築一式工事の場合は 9,000 万円）

■営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例（第 26 条の 5 関係）

営業所技術者等（改正前：営業所の専任技術者）の工事現場への設置（現場代理人との兼務は不可）について範囲が拡大され、県の取り扱いも変更したことから見直ししました。

（参考）

「エ 営業所技術者等の工事現場への設置」に係る青森県の取り扱い（青森県建設工事技術者等設置取扱マニュアルより）

現行	改正後
県発注工事の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐については、（１）の表の技術者の現場専任欄に掲げる金額（4,500 万（建築一式工事の場合は 9,000 万円））未満の専任を要しない工事であっても、営業所の専任技術者の設置は認めないこととする。	営業所技術者等は、県発注工事の主任技術者又は監理技術者として、（１）の表の技術者の現場専任欄に掲げる金額（4,500 万（建築一式工事の場合は 9,000 万円））未満の専任を要しない工事において、１件のみ配置することができるものとする。